

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（目時重雄君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は10人であります。

よって、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

◎一般質問

○議長（目時重雄君） 日程第1、一般質問を行います。

◇ 工 藤 文 明 君

○議長（目時重雄君） ただいまから、順次質問を許可いたします。

2番、工藤文明君の登壇を求めます。

[2番 工藤文明君登壇]

○2番（工藤文明君） おはようございます。

2番、工藤文明です。議長から発言の許可をいただきましたので、一般質問をいたします。

初めに、先月8月8日、今月9月2日と小坂町も大雨に見舞われたわけですが、その際、

多くの職員が昼夜を問わず対応されておられました。まずはそのことに感謝を申し上げます。

町にとって目立った被害に至らなかったわけですけれども、今回の大震警戒において、課題など気づかれる部分があったかもしれません。今後も、自然災害の発生は私たちの経験を超えてくることが予想されますので、次回の対応へ生かしていただくようお願いいたします。

私からの一般質問は通告に従って行います。3点あります。

1点目は、町の人口減少対策の今後についてです。

第6次小坂町総合計画が令和8年度から後期基本計画へ移行します。社会情勢の変化に対応しながら、主要な課題に取り組み、克服することを目標としているこの総合計画は、町の

未来に希望が持てる内容になっているものと感じます。それでも、町の将来を左右する人口減少と少子高齢化は確実に進行しています。特に人口減少に歯止めがかからない今、総合計画を最上位の指針に置きながらも、何らかの対策を緊急に実施していく必要があると考えます。

質問になります。

人口減少対策に特化して、町の課題を取りまとめる協議の場を新たに設置すべきことを望みますが、いかがでしょうか。さらに、人口減少対策において、秋田県や隣接する自治体から新たな取組や連携などの提案がなされているものでしょうか。また、町からほかの機関へ働きかけようとしている人口減少に対する打開策などがございましたらお答えください。

2点目は、住宅用火災警報器の設置状況についてです。

住宅用火災警報器は、住宅火災の発生において、逃げ遅れを防ぐことを目的として2011年(平成23年)から全ての住宅に設置することが義務づけられています。小坂町の住宅用火災警報器の設置率は、令和元年度が90.9%、令和6年度が86.7%です。ちなみに、令和6年度の全国は84.5%、秋田県は84.4%とそれぞれの設置率を上回る高い水準にあります。このことは、小坂町が安心安全な町づくりに力を入れている指標として紹介できる部分と言えます。

質問ですが、町の住宅用火災警報器の設置状況について、町長の評価をお伺いします。

3点目は、少雨対策の現状についてです。

今年の夏は例年以上の厳しい暑さに加え、梅雨どきから降水量が少ない天候が続きました。この高温少雨となった状況下で、町から上水道の節水の呼びかけが、町長の定例会見、8月の広報こさか、メール配信などによって発信されておりました。これは適切なタイミングだったと思いますが、今回の緊急的な呼びかけについて、基準等を設けているのかお伺いします。

また、水不足が懸念されていた中で、先月8月19日から21日にかけてまとまった降水量があり、8月26日には水不足解消のメール配信が出されておりましたが、こういった節水の呼びかけを解除する基準が設けられているのか、併せてお伺いします。

以上ですが、ご答弁をいただいた後に確認事項などがありましたならば再質問をさせていただきます。

○議長（目時重雄君） それでは、2番議員の一般質問に対し、町長からの答弁を求めます。

町長。

[町長 細越 満君登壇]

○町長（細越 満君） おはようございます。

2番、工藤文明議員の一般質問にお答えさせていただきます。

初めに、町の人口減少対策の今後についてのお尋ねであります。

平成28年3月に策定した小坂町人口ビジョンでは、2040年の人口を3,600人程度に維持することを目標に掲げております。また、人口減少のペースを緩やかにすべく、小坂町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、人口減少対策を積極的に展開しておりますが、自然動態がマイナスで推移していることが主な要因となり、令和7年時点の目標人口は4,606人に對し、4月1日現在では4,368人と目標値を下回っている状況となっております。

本年6月に閣議決定され、新たな地方創生の指針として示した地方創生2.0基本構想では、人口減少対策は行いながらも、当面は生産年齢人口が減少する事態を正面から受け止めた上で経済成長し、社会を機能させる適応策を講じていくこととするとしております。

日本全体で人口減少が進む中、この流れを止めることは困難ですが、担い手不足による地域活力の低下や地域産業の衰退など、人口減少が地域に及ぼす影響が今後ますます大きくなることに危機感を抱いており、現在策定作業を進めている後期基本計画及び第3期総合戦略では人口減少対策を引き続き最重要課題として掲げ、これまで行ってきた移住・定住施策や結婚・子育て支援などの様々な取組のほか、地域社会・地域経済の維持・発展に資する施策についても取り組んでいかなければならぬと考えております。

これらを踏まえ、1点目の人口減少対策に特化した協議の場を設置することについてでございますが、町の人口減少対策を協議する場としては、町三役と課長級職員で構成する小坂町地域創生本部と各分野の有識者で構成する小坂町振興計画審議会があり、事業ごとにKPIを設定し、評価分析するP D C Aサイクルを確立しております。また、後期基本計画の策定に当たっては、小坂町まちづくり委員会からご意見をいただきながら策定作業を進めているところでございます。

これらの協議体は、産学官金労、町内団体などで構成されており、様々な要因が複合する人口減少問題を各分野から多角的に評価分析する体制が整っていることから、ご提案のあつた協議の場に求められる役割も十分に發揮できるものと考えており、別途新たな組織等を立ち上げることは考えておりません。

2点目の人口減少対策における他自治体からの提案があるのか、また、町から他の機関への働きかけはあるかについてでございます。

現在、近隣自治体とは大館市と大館圏域定住自立圏、青森県上北地方の9市町村と上十三・十和田湖広域定住自立圏を形成し、各共生ビジョンにより、人口減少対策及び行政サービスの確保における取組を連携して行っております。また、秋田県と市町村間における取組や連携につきましては、公共施設の在り方について、デジタル人材の確保・育成についてなどの行政サービスの維持、効率化に関して担当者協議が行われております。

当町から他の機関への新たな働きかけは現在のところ特段行っておりませんが、町単独では十分な成果が得られない取組や広域的に対応すべき行政課題については、今後も近隣自治体や県と連携し、推進してまいりたいと考えております。

次に、住宅用火災警報器の設置状況についてでございます。

住宅用火災警報器については消防法により、平成23年6月1日から全ての住宅への設置が義務づけられており、当町及び鹿角市においては、鹿角広域行政組合消防本部が火災予防条例により住宅用防災機器の設置及び維持に関する規定を設け、住宅に対し啓発等をしているところでございます。当町における令和6年度の設置率は86.7%で、秋田県の84.5%、全国の84.9%を上回っております。

これは、広域消防本部によるホームページやチラシなどでの広報活動の成果と捉えておりますが、同条例においては、町として住宅における出火防止、火災の早期発見、初期消火、延焼防止、通報、避難等に資する住宅用防災機器その他の物品、機械器具及び設備の普及の促進に努めることとされていることから、今後も広域消防本部と情報共有しながら普及に協力していきたいと考えております。

次に、少雨対策の状況について、節水の呼びかけの基準のお尋ねでございます。

ご承知のとおり、水道水は飲み水や炊事のほか、洗濯など様々な日常生活で使われており、生活する上で欠かせないものとなっております。また、消火栓にも供給され、火災時の消防活動に使用していることから、地域の安全を守るためにも重要な役割を担っているところであります。

さて、町では節水の呼びかけ及び呼びかけの解除に関して基準を設けておりませんが、今年は6月からまとまった雨が降らなかったことにより、水道用水として利用している砂子沢ダムの水位が過去5年間の平均と比べ下回っておりました。また、8月には帰省等により水道水を多く使用することも見込まれ、水不足が懸念されておりました。こうした中、7月28日に秋田地方気象台から、東北地方に高温に関する早期天気情報が発表されたことを受け、

今後さらなる水不足が予測されたことから、7月31日に町民メールにより節水への協力を呼びかけたほか、町広報8月号等を通じて節水をお願いしたところでございます。

現時点では、8月5日からの降雨により砂子沢ダムの水位が回復していることに加え、今後の降雨も見込まれることから、水不足は解消されておりますが、今後も安全で安心な水道水を安定して供給するため、水道水として利用している砂子沢ダムの水位や気象情報などを考慮して、水不足が懸念される場合には町民メールなどを通じて節水を呼びかけてまいりたいと考えております。

以上、2番、工藤文明議員の一般質問の答弁とさせていただきます。

なお、答弁漏れ等につきましては再質問でお答えさせていただきます。

○議長（目時重雄君） 2番。

○2番（工藤文明君） こちらからの3点の質問に対して丁寧なお答え、ありがとうございます。

もう少し明らかにしたい部分がありましたので、順を追って再質問いたします。

まずは人口減少対策についてです。

小坂町の人口減少対策、この一般質問をするに当たって、町で長く行政経験を有した方から政策的なご提案をいただきました。これまでの町の人口動態を振り返りながら、今後の町の行く末を案じ、強い危機感を持って、言葉を振り絞るように具体的には7つ、政策の推進についてご提案を受けておりましたので、そちらを先にご紹介します。

それは、町の人口増加の鍵となる要件として、1つ目に婚姻の奨励とあっせん、2つ目に出生と育児への補助、3つ目に宅地の分譲とあっせん、4つ目に企業誘致と現存する企業への助成、5つ目に高校生以上の進学者への助成、6つ目にUターンや町移住者の奨励、7つ目に空き家の活用を挙げておられました。

この貴重なご提案を受けまして、私もこれらを一つ一つ調べてみました。実は、この7つの提案全てにおいて、小坂町の事務事業が既に展開されており、それぞれ予算措置もされているのが分かりました。私からは、ご提案された方に対し、町の現在の取組について説明ができそうです。

ですから、町長からご回答いただきましたが、人口減少対策において今行っている施策を推進していきたい、既に町には対策会議などが設置されており、人口減少対策に特化して検討の場を新たに設置するまでのことは考えていないというご回答は理解できるところです。

ですが、ご回答にもありましたが、現実には町の人口減少は止まっておりません。これだ

け立派な総合計画を描き、人口ビジョンを策定して、人口減少対策を推し進めてきたにもかかわらず、一体何が足りないのでしょうか。

もちろん人口減少は、お答えにもありました、小坂町に限ったことではなく、日本全体の多くの自治体が抱える構造的な課題でもあります。そんな日本全体の中にあって、残念ながら秋田県は12年連続して人口減少率が日本一です。さらに、秋田県でも人口減少率が常に上位にある私たち小坂町は、もっと強い対策を秋田県とともにに行っていかなければならぬのではありませんか。

お答えにありました小坂町人口ビジョンでは、15年後の2040年に人口3,600人程度を維持することを目標にしています。民間の会議体、日本創成会議が予想した2050年の小坂町の人口は、現在の半数以下の2,059人でした。これらを覆すようなまちづくりを人口減少対策の観点から実施していきたいものです。

もう一度、町長にお伺いします。人口減少対策に特効薬は見当たりませんが、それでも人口減少対策に特化して徹底的に課題に取り組んでいただきたいのです。この課題を取りまとめる新たな組織の立ち上げについて検討の余地はないものでしょうか、お答えお願ひいたします。

○議長（目時重雄君） 町長。

○町長（細越 満君） 2番議員からのご質問でありますけれども、現在は、先ほど答弁したように、新たな組織を立ち上げることは考えておりません。

ですけれども、この人口減少に対する危機感というものは今まで以上に持ちながら、民間の方々、また今までいろいろ会議を持ちながらも、女性の方々の会議への要請というのが少なかったと思っておりますので、今後はできる限り女性にも入っていただきながら、いろんな施策等についても頑張っていきたいという思いをしております。

○議長（目時重雄君） 2番。

○2番（工藤文明君） これまで対策は尽くしてこられているのは十分承知しております。

そして、危機感をこれからも持って対応されることも伺いました。その決意を確認させていただきました。このことについて、これ以上の質問はございません。

もう一つお答えいただいた、秋田県や近隣自治体との連携状況についてのお答えは参考となりました。そして、可能性を求めて、協力体制をもっと広げていただきたいと希望します。新しい秋田県知事は、人口減少を諦めないと宣言をして我々の前に立っております。人口減少対策は町単独で解決できる問題ではございませんので、県と町が連携しながら、対策のギ

アを上げていただきたいものと存じます。

次に、住宅用火災警報器について、町の火災予防に関する部分をお伺いいたします。

お答えにもございましたが、平成23年6月に住宅用火災警報器の設置が完全義務化となつたわけですが、これに併せて、小坂町と鹿角市でその年の8月と9月に地域の消防団員からも協力を得て、全戸を対象とした設置率の全数調査を行っています。そのときの町の設置率は70.1%でした。

この調査結果を基にして、翌平成24年からは、新築住宅の数、既存の住宅において新たに警報器が設置された情報などを加えながら、毎年の設置率が算定されておりました。また、町独自の取組として、住宅用火災警報器の購入補助を行っていただいたこと、町営住宅などへの設置を進めていただいた効果などもあり、順調に町の設置率が上がってきました。

その後の鹿角広域行政組合消防本部の消防年報によると、平成29年度からは総務省消防庁から、自治体の人口規模に合わせて一定の世帯数を抽出した標本調査という調査方法が示されたこともあり、それを基に設置率を算定しておりましたので、町の住宅用火災警報器設置率の数字が上がったり下がったりしています。

これは、抽出した調査対象が多くないため、当然出てきた数字の動きと言えます。いずれ小坂町の設置率は全国や秋田県の平均よりも高い水準にあると捉えてよろしいのですが、完全義務化から14年が経過しています。その頃よりも町には空き家が増加し、世帯構成も変化して実態が変わってきていることでしょう。そのため、また住宅用火災警報器の全数調査が再び必要なときが来ています。

関係する町民課長にお伺いします。この全数調査の必要性を消防本部へ提案していただいくよろしいでしょうか。

○議長（目時重雄君） 町民課長。

○町民課長（古澤 健君） 議員のおっしゃるとおり、空き家も増えております。それから、火災警報器については10年で交換という目安も示されております。平成23年の義務化から10年以上たっているということで、全戸の調査は必要かと思いますので、広域消防本部とも協議していきたいと思います。

○議長（目時重雄君） 2番。

○2番（工藤文明君） ありがとうございます。

私が提案するよりも、町長名あるいは町民課長名で消防本部へ依頼を出すほうがはるかに確実で効力があるはずです。ご提案のほどよろしくお願ひいたします。

さらに、この住宅用火災警報器は、住宅などに1個以上設置されている場合、設置できているものとして設置率にカウントしていますが、基準どおり正しく設置されているかどうかを把握することも重要です。

小坂町と鹿角市に適用されております鹿角広域行政組合火災予防条例には、住宅用火災警報器の設置基準が示されています。設置場所は、寝室に利用している部屋、寝室が2階以上にある場合は、階段部分の上部に設置するといった内容です。実際のところは、この規定されている場所に警報器を基準どおりに設置できていないケースが見られ、誤解されがちですが、台所には住宅用火災警報器の設置義務はありません。台所に1個だけ警報器を設置しているというお宅は、基準から見ると設置ゼロということになります。

このように、火災予防条例に当てはめた設置率のことを条例適合率と呼んでおりますが、全国、秋田県ともこの条例適合率の数字を公表しており、いずれも60%台です。これまで紹介してきた設置率よりも大分低いものとなります。

鹿角広域行政組合消防本部ではこの条例適合率も調査はしておりますが、現在町と市に公表はしておりません。今後の町の火災予防対策に役立つ指標となるはずですので、町民課長からこの条例適合率の公表も消防本部へ依頼していただくようお願ひいたします。いかがでしょうか。

○議長（目時重雄君） 町民課長。

○町民課長（古澤 健君） 火災警報器の普及も含めて、消防本部と協議していきたいと思います。

○議長（目時重雄君） 2番。

○2番（工藤文明君） 前向きなご回答をありがとうございました。

住宅用火災警報器の設置率について、少し細かいところの質問となりましたが、逃げ遅れを防ぐという命に関わることでもあり、確認させていただきました。

住宅用火災警報器を設置して、そのまま気づかずにはいると、いざというときに警報器が作動しないという事態も起こり得ます。町民課長からもお答えがありましたら、総務省消防庁は、警報器のバッテリー切れによる作動不良をなくすため、定期的な点検と、バッテリーは本体も含めて10年をめどに交換することを推奨しております。言わば住宅用火災警報器の使用期限は10年です。お答えにもございましたが、引き続き、町民に対して適正な啓発活動をお願いいたします。これは要望とします。

次に、少雨対策についてです。

今年も異常気象を肌で感じるような暑い夏がありました。関係する方々は、町の水資源を安定的に確保されておりますことにお礼を申し上げます。

今回、町から出されておりましたのは、この高温少雨の影響を受けた上水道の節水の呼びかけでしたが、このことに限定して確認をいたします。

今回の呼びかけは、緊急に差し迫った状況となる前の呼びかけであったため、この段階では特に基準を設けていないというお答えで理解をいたしました。それでも上水道は大切なライフラインの一つですから、節水の呼びかけを行うに当たっては町民にもう少し具体的で説得力を持ったメッセージを発信していただきたいものと感じました。それは、ほかの自治体で採用しているところもありますが、水不足の状況を数字で可視化した発信です。

例えば今年7月の降水量は平年と比べて〇%の状態ですので、節水にご協力ください。お答えには具体的な数字も挙がって、先ほどお話ししましたが、8月〇日現在砂子沢ダムの貯水率は何%下回っていますので節水にご協力くださいといった数字を用いながらの協力の呼びかけです。そうすることによって、まとまった降水量があった場合、節水の呼びかけを解除する目安も同時に示すことができそうです。

町長にお伺いします。これは町民への節水の呼びかけについて一つの提案ですが、ご意見いかがなものでしょうか。

○議長（日時重雄君） 町長。

○町長（細越 満君） 今の提案でございますけれども、数値で表したほうが分かりやすいという思いをしておりますので、今後できる限りそういう数値を入れながら町民の皆さんにお願いしたいという思いをしておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（日時重雄君） 2番。

○2番（工藤文明君） ありがとうございます。

水不足の状況を数字で町民に示すために、それは裏づけされた根拠も必要となってきますので、これも慎重な扱いになるかもしれません、よろしくご検討ください。お答えありがとうございました。

2023年1月、町の約半数の世帯で20日間あまりにわたって夜間断水が行われました。あのときは砂子沢浄水場のろ過装置に大量の濁水が入り、浄水機能が低下したことが原因になりました。そういう経験もあって、町民の中には節水の呼びかけに非常に敏感な方もいらっしゃいます。

今回8月19日から21日の豪雨の後、小坂川や小さな側溝に至るまで、1週間ほど濁りが取

れませんでした。8月2日の大雨の後も同様です。小坂川は今日も濁った水の流れが見られました。これは担当課長に伺います。

降水量が少ない中で、まとまった雨が降ったとしても直ちに上水道の水量を確保できるものではないと承知しております。そうなると気になりますのは、今回砂子沢ダムなどの水源地からの取水について影響を受けていなかったかどうかといったところです。お答えお願ひします。

○議長（目時重雄君） 建設課長。

○建設課長（初沢 誠君） 議員がおっしゃるとおり、今回の砂子沢ダムの水は濁っておりました。それによりまして、砂子沢浄水場も取水量も調整しながら対応しておりますので、今のところは水道水の提供には問題ないと考えております。

○議長（目時重雄君） 2番。

○2番（工藤文明君） ありがとうございます。

水源地からの濁水も予測しながら、十分な対策を取っていたものと理解しました。一昨年は思わぬ事態から上水道の使用に支障が及んだわけですから、節水だけでなく、緊急的な断水に対する周知の仕方などについて、町民からたくさんのご意見やご不満などが出ていたものと記憶しています。異常な気象状況が続き、水資源の安定確保は今後も困難が予想されます。水不足に陥った場合、町の呼びかけに応じて節水に協力するのは町民として当然の義務と言えますので、今後も現状を反映した積極的な情報発信を行っていただければ幸いです。最後は要望といたします。

以上で質問を終わります。

○議長（目時重雄君） これをもって、2番、工藤文明君の一般質問を終結いたします。

◇ 木 村 則 彦 君

○議長（目時重雄君） 次に、7番、木村則彦君の登壇を求めます。

[7番 木村則彦君登壇]

○7番（木村則彦君） おはようございます。

7番、木村則彦です。議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして4項目について一般質問をさせていただきます。

まず初めに、先日小坂町を会場に開催された秋田県の防災訓練は、職員の皆様も多数参加され、大変お疲れさまでした。担当課においても、事前の準備で、また大雨が前後にあって大変であったとは思っております。

それでは、質問に入らせていただきます。

まず初めに、町長が公約に掲げました町中心部の再開発についてお伺いいたします。

6月の議会で、町長が公約に掲げた町中心部の再開発の中で、若者の定住対策として宅地分譲を検討していく考えはないかという私の一般質問に対しまして、町長は、町中心部において空き家や更地が増えてきており、このままでは中心地が空洞化して地域に住む住民の安心・安全が失われていくことから、住民自治に活力を与え、にぎわいを取り戻すために町中心部の再開発を公約に掲げたと述べています。そのためには、中古住宅や既存の宅地の隙間を埋めるように、外から呼び込めるような取組を考えたいとのことですが、この公約については今まで取り組んできた施策であると思います。

町長は選挙時の報道機関のインタビューで、町の再開発は新規の事業で、町の基本計画に掲載されていないので、後期計画に盛り込みたいとも述べています。確かに町中心部には空き家を解体した後の空き地が増えてきていることから、新たに宅地開発するよりは空き地バンクで情報発信するなどして空き地を有効活用することは効率もよく、住民自治の振興や定住対策につながることだと思います。

のことから、町長の公約として、町中心部の空き家や更地を活用した再開発を進めていく上で新しい施策のお考えがあるかと思いますが、今後の取組についてお伺いするものです。

2点目は、補聴器購入費への助成についてあります。

聴力機能の向上は積極的な社会参加につながり、年齢を問わず、ひきこもりや認知症のリスク低減に効果があると言われています。秋田県では18歳未満の児童を対象に補聴器の購入費用を一部負担したり、町でも独自に、高齢者日常生活用具給付事業により補聴器購入助成をしており、町の施策は高齢者の日常生活を支えるもので、優しいまちづくりになっていることだと思います。

しかし、難聴は、突発性難聴などにより高齢者以外の現役世代にも見られることから、難聴者の世代を問わず、日常生活に不便を来していることと思います。また、補聴器の購入費が高額なことや、見た目などから補聴器装着自体にためらいを感じている人も多いと思います。話す人の声が聞き取れないことは、音響設備が不備だったり、部屋の構造により声が反響したりなどのいろいろな原因で、皆様も満足できなかった経験もあると思います。難聴者は外

見からも難聴者と分かりにくいことや、常に周りの声が聞きにくい状況から会話が遠慮がちになり、社会になじめない人も少なくなり、隠れた要支援者ではないかと思います。

そこで、国や県の支援対象とならない隠れた小さな声を拾い上げ、可能な範囲で支援することが町の役割であると考えますので、身体障害者手帳の交付対象とならない一般成人、18歳以上の軽度・中等度難聴者に対しても、補聴器購入費の一部助成を町として支援ができるないものかお伺いいたします。

次に、3点目は、小規模農業者への支援についてであります。

政府は米の増産に踏み切ることですが、今現在も日本の農業を支えているのは中山間地で頑張っている小規模農業者であると思います。農業従事者の高齢化に伴う後継者不足、担い手不足、耕作放棄地の増加などの問題を解決しようと、近年では農業を効率化し、生産性を高めることを目的に農業の大規模化が推進されています。

そのような中で、農林水産省の審議会では、大規模な担い手の育成だけでなく、小規模農業を後押しする必要性を強調しております。これは、農業の大規模化を方針転換したわけではなく、従来どおり農地集積や法人化を進めながらも、規模拡大だけでは存続が難しい地域農業や農村コミュニティーの存続を図ろうとする内容です。日本の農地面積や農業生産高の4割を占めている中山間地ではその効率化が難しく、全国一律での農地集積は地域事情を踏まえるべきとも言われています。

当町の小規模農業者においても、先祖伝来の農地を守り、まだまだ元気で頑張れるという農業者の中でも、資材や農機具の高騰などを理由に離農を考えている農家もいると聞きます。今まで以上に農地の集積、集約は進んでくると思いますが、今後も小規模農業者と法人などの大規模農業者を両輪で支援しながら、離農防止や遊休農地発生防止につなげていくためにも、小規模農業者への支援をどのように考えているのかを伺います。

4点目は、中小路の館の利活用についてであります。

旧工藤家、中小路の館は、小坂町では数少ない明治期の住宅建築として秋田県指定有形文化財にも指定されている町の貴重な文化遺産です。今年の6月に議会全員協議会でご説明いただいた鹿角地域文化財保存活用地域計画の中でも、活用を図るという方向性と文化財の保存を適切に図りながら、文化財や歴史、文化の魅力を発信し、文化財を核としたコミュニティやつながりを創出するとなっています。年間を通じた見学者は多くないわけですが、郷土館友の会がガイドするなどして中小路の館の保存や魅力を伝える活動をしていることは、大変意義深いものと思います。

しかし、中小路の館の保存・管理は適切に行われていると思いますが、利用状況から見て、文化財の地域振興への活用という観点から十分な活用とは言えないと思います。そこで、文化財である中小路の館を様々な分野で活用し、地域の活性化を図るために、今後の活用方針についてのお考えを伺います。

以上、4項目について質問させていただきましたが、ご答弁をお聞きした後に不明な点があれば再質問をさせていただきます。

○議長（目時重雄君） 7番議員の一般質問に対し、町長からの答弁を求めます。

町長。

[町長 細越 満君登壇]

○町長（細越 満君） 7番、木村則彦議員の一般質問にお答えさせていただきます。

初めに、町中心部の再開発について、新しい施策の考えがあると思うが、今後の取組について伺いたいとのお尋ねでございます。

中央地区において、戸建て住宅や集合住宅等の廃屋がそのままの状態で放置され、朽ちていく状況を見て、年々景観や居住環境が悪くなっていると感じております。これらを何とか片づけてきれいな更地にしたいという思いを再開発という言葉で表現いたしました。

ただ、これらの土地・建物は個人所有物件であり、町の一存で事業実施できないことも承知しておりますので、私としては、具体的にどのような形で整備したいかとか、そのような考えまで至っておりませんが、例えば民間の力を借りるなどしてきれいに整理することができれば、魅力ある住環境に生まれ変わって人を呼び込めるようになるのではないかという思いをしているところでございます。

また、選挙前、総仕上げの4年間でやれることと考えたときに、自分はあまり器用ではございません、あれもこれもということはできませんので、一番初めに高齢者向けの施策を優先させたいという思いをしておりましたが、若者定住施策について多くの町民の皆さんから声が寄せられ、こうして議会の場においても提案をいただいておりますことから、今後5年間で取り組まなければならない最重要課題の一つであるという思いを強くしておるところでございます。後期基本計画には新たな定住施策をしっかりと盛り込んでまいりたいと考えております。

次に、補聴器購入費への助成についてであります。

一般的に老化現象として聴力が衰えることは誰にでも起こり得ることでございますが、国立長寿医療研究センター医師などによる疫学研究によると、難聴有病率は65歳以上で急増し、

70歳代前半では男性の約5割、女性の約4割、70歳代後半では男女とも約7割、80歳代では男性の約8割、女性の約7割に軽度以上の難聴が見られると推計されております。

聴力の低下は、日常生活上のコミュニケーションを困難にするなど、生活の質を落とす大きな要因となるほか、最近では鬱病や認知症の危険因子となり得るとも言われており、加齢を原因とする聴力低下に対することは、高齢者の社会参加や健康寿命の延伸など高齢者福祉の増進につながるものと考えております。

こうしたことから、町では令和5年4月から、65歳以上の中程度の加齢性難聴者を中心とした補聴器に関する助成事業を実施しており、令和5年度は3件、令和6年度は9件の助成を行っております。

ご質問の18歳以上65歳未満の軽度・中度難聴者に対する助成制度につきましては、全国的にも少しづつ導入する市町村が増えてきており、県内では3分の1程度の市町村で実施している状況は把握しております。

当町においても、こうした年齢層の方で軽度・中度の難聴に該当する方はいると考えられます、本人に自覚がない場合、難聴の原因によっては治療により改善する場合もあることから、町としては、まずは人間ドックや職場の健康診断を定期的に受け、異常があった場合は専門医による早期診断、早期治療に結びつけることで聴力を良好に維持することができるよう、健康教育などの機会を通じて啓発を図ってまいりたいと考えております。

こうしたことから、引き続き国の動向や他自治体の助成制度を注視しつつ、現時点では65歳以上の加齢性難聴者に特化しての助成を継続してまいります。

次に、小規模農業者への支援についてのお尋ねでございます。

町では離農の抑制や耕作放棄地の拡大抑制を目的として、戦略的取組推進事業でのソバ種子購入補助、水田総合利用対策事業でのソバ刈取り補助などを行っており、多くの小規模農業者にも利用いただいております。

しかし、高齢化や人口減少により農地が適切に利用されなくなることが懸念されるため、農地を次世代に引き継ぐことを目的に、昨年度、町内8地区で地域計画を策定し、10年後の農地利用の姿を明確化いたしました。

地域計画を作成した際に改めて認識した課題は、担い手の育成だと感じております。現在地域農業を支えている認定農業者の高齢化も進んでおり、また計画に位置づけられていない農業者も今後徐々に集約・集積していくものと考えている中で、農業DX化の推進、共同施設の導入、若手・新規就農者の受け入れ、域外からの積極的な担い手の受け入れなど様々な検

討を進めていかなければならぬと考えております。

この計画を基にしながら、生産現場の実情に即した持続可能な農業を目指すべく一層の支援の在り方を検討してまいりますが、特に小坂町のような中山間地で長年にわたり地域を支えてきた小規模農業者の役割は不可欠であると認識しておりますことから、小規模農業者と大規模農業者を両輪として地域の生産性を高めるとともに、離農防止と遊休農地の発生抑制につなげができるよう、今後も各種補助制度を継続してまいりたいと考えております。

以上、7番、木村則彦議員の一般質問の答弁とさせていただきます。

なお、答弁漏れ等につきましては再質問でお答えさせていただきます。

○議長（目時重雄君） 次に、教育委員会教育長からの答弁を求めます。

教育長。

[教育長 千葉綾悦君登壇]

○教育長（千葉綾悦君） 7番、木村則彦議員の一般質問にお答えさせていただきます。

4点目の中小路の館の利活用についてのお尋ねであります。

初めに、令和6年度の中小路の館の利用状況についてですが、4月から11月の開館で一般見学者が18名、アカシアまつり協賛イベントの施設見学会・お茶会等の来館者は229名、郷土館友の会の団体利用など54名で、年間の利用者は301名でした。

今年度も一般見学者は昨年度と同様の傾向であります。アカシアまつり協賛イベントの来館者は、昨年より少し減少し140名ほどでしたが、訪れた方々からは、「施設見学が楽しかった、庭園を見ながらのお茶会がとてもよかったです」など好評価を得ております。

しかしながら、現在必ずしも十分な活用ができていない状況であることから、町内外問わず多くの皆さんに明治時代からの歴史的建造物であるこの文化遺産のよさを見て、感じて、そして周知していただけるよう、利用しやすい環境の検討や案内人等の育成を強化するとともに、今後の公民館活動や図書館活動など町の事業でも活用してまいりたいと考えております。

また、今年、中小路の館は創建140年を迎えることから、記念事業として今月、出羽神社權現舞の披露を計画しており、メールや報道等で広く周知しているところであります。

なお、保存、管理については、週1回定期的な清掃を行っているほか、建物の異常等は常に把握し、修繕するよう努めており、今年の大雪により一部損傷があった場所については、現在修繕するための許可申請手続等を取っているところであります。

秋田県の指定有形文化財である中小路の館を保存・活用していくためにも、常に点検・管

理を徹底し、いりりも備えた風情豊かなこの文化遺産の活用機会の充実を図り、文化交流活動や国際交流活動の拠点となるよう取り組んでまいりたいと思います。

以上、7番、木村則彦議員への答弁とさせていただきます。

なお、答弁漏れ等につきましては、再質問でお答えさせていただきます。

○議長（目時重雄君） 7番。

○7番（木村則彦君） ご丁寧な答弁ありがとうございました。

それでは、再質問をさせていただきます。

初めに、町長が公約に掲げた町中心部の再開発について再質問をさせていただきます。

最初の質問でも述べましたが、町長の公約として、町中心部の再開発を進めていくということであれば、今までにない空き地や更地を活用した新しい取組が必要ではないかと思い、お聞きしたところです。

そこで、現在町の分譲地はみどりヶ丘とか狐崎があるわけですけれども、特別分譲価格で売り出しており、なかなか買手がつかないということですから、その中で、町外からの移住者や1年以内に結婚を予定または結婚5年以内の方、また18歳未満の子どもを養育している方に対しては、特別分譲価格が25%減額されるとなっております。

そこで、中心部でなくてもいいのですけれども、空き地バンクの宣伝効果を図り、空き地への住宅建設を促進させるために、住宅建設の補助は今あるわけですけれども、住宅建設への補助とは別に、先ほど述べた移住定住、子育てや新婚世帯を対象に、住宅を建設するという条件で空き地購入費への助成ができないものか、お考えを伺いたいと思います。

○議長（目時重雄君） 総務課長。

○総務課長（窪田圭一君） 議員がおっしゃった町の分譲地の割引につきましては、町の分譲地、残地がなかなか売り切れることができませんので、あの企画をしたときの特別な割引をしたものでございますので、それ以外の宅地につきましては、今おっしゃった提案のような割引の考えは今のところございません。

○議長（目時重雄君） 7番。

○7番（木村則彦君） そういうことで、分かりました。

もう一つですけれども、小坂町民間活力を活用した賃貸住宅建設促進条例というのがあります、これは、小坂町で賃貸住宅を経営しようとする者に町有地を無償で貸し付けまたは売却することで賃貸住宅の建設を促進して、定住環境の整備を図ることを目的とした施策でありますけれども、残念ながら平成30年の条例制定以来事業が成功した例がないわけです。

町中心部の町有地で、賃貸住宅を建設できるくらいのある程度の広さの土地が現時点で何か所ぐらいあるのかというのをお聞きしたい。そして、町有地を土地の有効活用や定住促進の面から、一般の住宅を建設する目的の住宅建設、建築業者に対して売却して、土地の造成、分譲販売、住宅の受注建築ができるような、先ほど述べた条例と同様の仕組みができないものか、お考えを伺いたいと思います。

○議長（目時重雄君） 総務課長。

○総務課長（窪田圭一君） まず、最初の町有地ですが、あまり大きくないアパートであれば、そのまま建てられそうな土地は1か所、それ以外に、造成が必要で、ある程度の面積がまとまった、そういう土地というのは2か所ほどあると思います。

それと、ご提案のあった新たな制度ですが、現在の条例は、賃貸住宅にする需要が結構今もありますので、ある程度まとまった数のアパートの戸数が欲しくて制定した制度でありましたが、残念ながら、おっしゃるとおり活用されておりません。

先ほど町長が答弁で申しましたとおり、これからまた新しい住宅施策、若者向けの施策につきましては、今検討しております後期計画に向けて、町長の考えも聞きながら、新しいものを盛り込んでいければいいと考えているところでございます。

○議長（目時重雄君） 7番。

○7番（木村則彦君） 先ほど町長が述べたように、若者向けの新しい住宅施策ということで、何かお考えがあるようですので、そちらを今後、中身についていろいろと計画していただければと思いますので、この件についてはこれで終了したいと思います。

続きまして、2点目の補聴器購入費への助成。

先ほど県内の3分の1くらいの市町村で私が提案したような助成制度を実施しているということです。先ほど町長の答弁にあったように、医療機関の受診や健診などを中心的にまず考えていきたいということなのでしょうけれども、実際に他の市町村でそういう助成制度があって使われているということであれば、健診とか受診で間に合わず、助成を受けている方多少なりともいるということであることは思いますので、今後もそういう助成制度をやっている市町村の状況を伺いながら、いろいろ検討していただければよろしいかとは思います。

難聴の程度にかかわらず、補聴器の購入費はそれほど差がないわけですし、世代に関係なく、ひとしく声が聞こえないというのは社会で生活する上で苦痛なことだと思いますので、ぜひとも耳に優しいまちづくりということで取り組んでいただければよろしいかと思います。

次に、小規模農業者への支援について再質問させていただいています。

大館市で今年度創設した事業で、小規模農業者経営継続支援事業があります。内容は、農機具の新規購入等への補助事業で、市内農業者の8割を占める小規模農業者への支援を強化し、経営を下支えし、荒廃農地の発生を防止するというもので、かなりの申請件数があり、ニーズの高さが反映されているものと思います。補助金の活用は小型農機具が主なようですが、田植機やトラクターなどの購入費の一部にも充てられたケースもあるようです。

小規模農業者にとっては、高額な農機具の買換えにためらいを感じる、離農する方もあるかと思います。そこで、大館市で実施しているような小規模農業者への支援事業ができないものか、お考えを伺います。

○議長（目時重雄君）　観光産業課長。

○観光産業課長（岩澤秀一君）　農政については、今までの管理職の方々もいろいろとお悩みになっていたことかと思います。結構大きな問題になっています。

現時点では、小坂町でも、町長の答弁でもおっしゃったように、各種補助制度で支援している部分がありますので、それは継続していきたいと思っていますが、新たに大館市でやっているような支援策は、今のところは検討してはいないです。

○議長（目時重雄君）　7番。

○7番（木村則彦君）　現時点でやられている支援の内容は、そのまま最低でも継続していくだければまずよろしいかと思いますし、小規模農業者も、私、最初の質問でも述べましたけれども、まだまだ先祖代々の土地でもっとやっていきたい、あと5年、10年やっていきたいという人もおるようで、そういう方の声も聞こえてきます。認定農業者ばかりではなく、小規模農業者の声も聞いてほしい。聞いてはいるのでしょうかけれども、いろんな面で支援していただきたいというようなことを聞いておりますので、これについては要望させていただきたいと思います。

次に、中小路の館の利活用について再質問をさせていただきます。

今、教育長の答弁でも述べられたように、活用という面からは不十分ではないかと思います。参考までですけれども、中小路の館の館長はどなたでしょうか。

○議長（目時重雄君）　教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（山口博美君）　中小路の館の館長は私、事務局長が館長となっております。

○議長（目時重雄君）　7番。

○7番（木村則彦君） そこで、中小路の館の今後の活用に向けて、管理、運営を例えれば民間の団体、グループなどで町外を問わず公募して、農家レストランとか軽喫茶などの営業や、町内の趣味サークルで作製している作品や趣味で制作している小物の販売などを併せて行うなど、経営してみたいという方がおられたら、指定管理のような感じで管理を委託できる施策を検討できないものかと思っております。

ただ、管理していただくとしても、最初から管理の条件をあまり厳しくせず、例えば管理する期間を4月から11月までとか、営業日数も最初は週に2日から3日以上にするなどして、現在よりも少しでも活用していくけるような方法を検討するという提案ですが、お考えについて伺いたいと思います。

○議長（目時重雄君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（山口博美君） ご提案のありました件につきましては、まず対応できることとして、今年度は町の事業で活用していくこうという考え方であります。今後に向けては、議員のおっしゃられた団体、グループ等に経営を預けて、指定管理のような形でやるというのも検討の一つだとは思いますが、現在、中小路の館の条例においては指定管理制度は活用できる状態にはなっておりませんので、すぐにはできません。現状でできることとしては、まず民間の方に1日貸して、カフェとか趣味サークルの小物販売などの利用はできる状況であります。

ただ、料金設定、使用料などもありますので、その辺についても今後、民間の方が活用しやすいような環境を整えてまいりたいと考えております。

○議長（目時重雄君） 7番。

○7番（木村則彦君） 条例については、たくさん活用できるような方向で改正すればいいだけのことだとは思いますけれども、今年度についてはまず町でいろいろ活用していきたいということですので、いろんな面でご検討をしていただければよろしいかと思います。

以上で一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（目時重雄君） これをもって、7番、木村則彦君の一般質問を終結いたします。

◇ 鹿児島 巖 君

○議長（目時重雄君） 次に、4番、鹿児島巖君の登壇を求めます。

なお、鹿児島議員からは、事前に資料の配付の許可を求められておりますので、これを許可いたしますので、配付を願います。

[資料配付]

[4番 鹿児島 巖君登壇]

○4番（鹿児島 巖君） 4番、鹿児島であります。議長の発言許可をいただきましたので、ただいまから一般質問をさせていただきます。

私は、今定例議会では、2つの課題で一般質問をさせていただきます。

第1の課題は、指定管理にかかわって、であります。そして、第2の課題は、学校給食の全額無償化にかかわって、であります。

それでは、まず初めに、第1の課題、指定管理にかかわって、質問をいたします。

国は、従来の指定管理制度に加えて、コンセッション方式、これは日本語で言いますと公共施設等運営権方式、という方式でありますけれども、この推進を打ち出しているわけであります。その制度の根拠となる法令は、1999年に制定された民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律、いわゆるPFI法でありますけれども、これを法的根拠として国が打ち出した制度であります。

具体的には、この法律の第2条6項で、この法律において公共施設等運営事業とは、特定事業にあって公共施設等の管理者等が所有権を有する公共施設等について運営及び維持管理並びにこれらに関する企画を言い、国民に対するサービスの提供を含む運営を行い、利用料を自らの収入として收受するということを規定しているわけであります。

第2条の7項では、この法律において公共施設等運営権というのは、公共施設等の運営事業を実施する権利という規定をしているということであります。したがって、コンセッション方式というのは、公共主体、いわゆる自治体、町、市町村が所有権を有し、利用料金を徴収する施設に限って、その施設について運営等を行い、利用料金を收受する事業と定義されているわけであります。

国は、この方式で指定管理受託者が施設の運営などの企画やサービス提供などでの主体性の明確化、事業収入の收受による経営意欲の高揚が期待できるとしているわけでありますけれども、町はまずこの方式についてどのように捉えているか、お聞かせいただきたいと思います。

また、町の指定管理対象事業の中で、例えば康楽館などはこの方式への移行ということが考えられないか、これまでの指定管理での懸案事項が一定程度改善できる施設があるように

考えます。町が行ってきた指定管理について、これまでも議会の中で度々いろいろ論議がありました。いわゆる町の、おんぶにだっこという実態ではないかという思案あるいは意見等もあったわけですが、そういう案件についても、この方式に移行する中で主体性の確立ができるのではないかと思っているわけでありますから、その点についての、この方式についての町の見解をまずお伺いをしたいと思います。その上で、改めて提案をさせていただきたいと思います。これが第1の課題であります。

次に、第2の課題、学校給食の完全無償化にかかわって、であります。

町は、この6月議会で、国の物価対策重点支援地方創生臨時交付金を活用して、この8月から来年3月まで、いわゆる年度内での給食費完全無償化を実施したところであります。これは非常に喜ばれているわけでありますが、この町が実施した根拠が、いわゆる国の交付金があったからこれを活用するということでありましたので、万が一、来年この交付金がなくなれば、この制度をどうするのかという問題があるわけであります。これに関わって、交付金が来なくなれば、またこれまでの半額助成に戻るということになるのかと危惧されるわけであります。そういうことはないのではと思っておりますけれども、分かりません。これは明確にさせていただきたいということであります。実施の根拠はともあれ、一旦踏み越えた到達点から後戻りさせることは町民の期待するせっかくの施策の後退であると危惧しているところであります。

また、完全無償化は、これまでも憲法での義務教育の無償規定との関わりからの実施提案や、昨今の少子高齢化社会、特に少子化の進行の中での子育て支援策として必要ではないかということで、これまでも繰り返して提案をしてきたところであります。交付金がなくなつても町独自の財源で引き続き実施するという英断をいただきたいと思いますので、町長のお考えをお聞かせいただきたい。

以上で、答弁をいただきました上で、改めて質問をさせていただきます。

○議長（目時重雄君） それでは、4番議員の一般質問に対し、町長からの答弁を求めます。

町長。

[町長 細越 満君登壇]

○町長（細越 満君） 4番、鹿児島巣議員の一般質問にお答えさせていただきます。

初めに、指定管理施設の公共施設等運営権方式への移行についてのお尋ねでございます。

国が、公共施設の適正な管理と財政負担の軽減・平準化を図る観点から、従来の指定管理制度に加えて、民間の資金やノウハウを活用する公共施設等運営権方式の推進を打ち出して

いることは認識しております。また、文化庁でも、多くの文化施設が老朽化による大規模修繕の時期を迎える中、効率的かつ効果的で良好な公共サービスを実現するため、この手法を活用していく必要があるとしており、全国の事例を見たところ、決して多くはありませんが、幾つかの事例を確認いたしました。

こうした国の方針や導入事例を踏まえますと、議員ご提案のように、大規模修繕の必要を迫られている国重要文化財の康樂館あるいは明治百年通りの歴史的建造物全体についても、長期的な視点での保存と地域活性化、維持管理について抜本的に解決できる策として、運営権方式への移行も選択肢の一つとして今後検討していく必要があると考えており、国主催の勉強会などへ積極的に参加し、情報収集をしてまいりたいと考えております。

以上、4番、鹿児島巣議員の一般質問の答弁とさせていただきます。

なお、答弁漏れ等につきましては、再質問でお答えさせていただきます。

○議長（目時重雄君） 次に、教育委員会教育長からの答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 千葉綾悦君登壇〕

○教育長（千葉綾悦君） 4番、鹿児島巣議員の一般質問にお答えさせていただきます。

2点目の学校給食の全額無償化にかかわって、のお尋ねであります。

教育委員会では、子育て支援を教育行政の重点施策と位置づけ、平成28年度から小坂小・中学校の児童生徒を対象に給食費の半額助成を実施しております。また、就学・教育支援として学校教材費、部活動等の県大会以上の派遣費の全額支援のほか、遠距離通学者への通学支援やキャリアアップ学習教室の開催、在宅育児支援給付・高校生等扶養世帯支援給付事業など手厚い支援も実施しております。このほか、町長部局においても、医療費の上乗せ助成や出産・子育て応援交付金事業、すこやか育児手当の支給等も実施しており、他市町村と比較しても充実した子育て支援策を実施してきたと自負しております。

給食費の無償化については、国の骨太方針2025でも取り上げられ、無償化に関する課題の整理を行い、令和8年度予算において具現化できるよう進めているとのことではありますが、まだ詳細については見えてきておりません。しかし、給食費無償化は全国的に大きく広がってきており、県内においても11市町村が完全実施している状況であります。今後、実施に向け検討している市町もあり、ますます無償化の波は広がっていくものと推察しています。

教育委員会で毎年実施している事務事業評価の外部評価においても、学校給食費助成事業については「保護者に対する経済的負担軽減策として、事業の効果は適当である。引き続き

国・県の動向を注視しつつ、一步踏み込んだ事業内容拡大（全額助成）を検討されたい」との評価結果が出ております。

これまで、4番議員のほか他の議員からも何度かご質問いただいておりますが、今年度は国の物価対策重点支援地方創生臨時交付金を活用して、完全無償化を実施することができました。これまでの子育て支援をさらに充実させ、保護者の負担軽減を図るためにも、令和8年4月からの完全無償化に向け準備を進めてまいりたいと考えております。

なお、完全無償化に際しましては、財源の確保が一番の課題であります。教育費関連の補助金や助成制度などの見直し等も含め、今後、事業精査をしていかなければならないと考えております。

以上、4番、鹿児島巣議員への答弁とさせていただきます。

なお、答弁漏れにつきましては、再質問でお答えさせていただきます。

○議長（目時重雄君） 4番。

○4番（鹿児島 巍君） 答弁ありがとうございました。

それでは、改めて質問をさせていただきます。

まず、第1の課題、指定管理にかかわって、これは前向きな答弁をいただいたというふうに受け止めさせていただきます。その上で、検討する上でのポイントとなる点等について少しお話をさせていただきたいと思います。

先ほど議長から配付を許可いただきましたので、この資料にのっとって、いわゆる国が言っているコンセッション方式とはどういうものかについて少し理解を深めていただきたいと思っております。

この原本は、環境省が令和2年3月に出しましたMICE施設におけるコンセッション方式活用推進に向けた調査等事業取りまとめ説明資料であります。今申し上げました資料からコンセッション方式と指定管理者制度の比較、それからコンセッション方式を導入するメリット、デメリット、さらに運営事業者にとってのメリット、問題点、こういう項目がありましたので、抜粋しました。これはインターネットで取れますから、町も取っていると思いますが、少し説明をさせていただきます。

まず、1ページ目は、コンセッション方式と指定管理者制度の比較であります。ここでは、両制度の法的根拠、指定管理は地方自治法である、コンセッション方式はPFI法であるということが示されているわけであります。2ページ目は、コンセッション方式を導入するメリット、デメリットを比較しております。そして、3ページ目が運営事業者にとってのメリ

ット、問題点と整理がされております。これらの資料から、コンセッション方式はいわゆる公的主体、地方自治体等が所有権を有している施設で、利用料を徴収する施設について民間事業者が運営等を行い、利用料金を自らの収入として収受することで事業を実施することです。公的主体、地方自治体等は、事業者に対して運営権を与えて事業者から運営権対価を受け取る、こういう仕組みもあります。これは、従来の独立採算制、採算型のPFI事業は土地、建物の所有権に担保を設定されているのに対して、コンセッション方式では物件とみなされる運営権に対して担保が設定されるということ、そしてまた、事業者は運営権を担保に資金調達が可能である、その一方、公共、地方自治体等が所有する施設そのものには抵当権が設定されないという違いが出てまいります。

また、コンセッション方式は、通常は独立採算制を前提に実施されますが、独立採算制が困難な事業の場合は、一部事業を事務委託として切り分けたり、別途対価を支払う混合型という形での委託もできると言っております。

また、これまでの指定管理での年数は最長15年ぐらいまでありますけれども、一般的には3年から5年の期間がありました。コンセッション方式ではおおむね15年以上の期間での管理委託ということ、そして、期間の上限、下限の定めは特にありません。非常に長い期間にわたっての契約をした上での経営権の委譲といいますか、そういう形ができると目安として示されている。そして、これらの制度内容について、所管する環境省の説明資料によれば、公共は一定の関与を行うものの、民間に対して多くの裁量、自由度を与えて、民間ノウハウやアイデア等によって収益向上余地の事業展開や追加投資・グレードアップ投資、コスト削減等を促進し、効率的・効果的な施設の管理運営云々と言っているわけで、非常にばら色の書き方をしている。これは本当どうかというのを検証していただきたいのです。そういうことを含めて、ぜひ前向きな検討をお願いしたいと思います。

この課題に関わって、これまでも、先ほど少し言いましたけれども、指定管理受託者の経営基盤の強化、弾力性、柔軟性のある資金活用を可能にする資本の強化などに関わって、私も提案をしてまいりました。例えば、2018年9月の一般質問では、いわゆる指定管理者の経営の規模に見合う資本の強化を図る方策として、株式の一般公募なども提案をしてきたところですが、このときの答弁では、増資が必要かどうかを改めて分析し、その上で、現在の株主によるか、一般公募か、それぞれのメリット、デメリットがあると思いますので、検討いたしますという答弁をいただいたわけあります。しかし、答弁以降、具体的な答弁の内容については報告を受けていないので、その辺も今後の課題かと思いますが、こういつ

た答弁をいただいた経過もあります。

こういった課題、指定管理受託者の経営基盤の強化も、コンセッション方式による受託により、事業企画の自由度、柔軟性の向上などによる収益性の向上が期待できるのではないかと、そんな思いから町としてこの制度をどう捉えているかを聞いたわけであります。ただ、私自身、まだこのコンセッション方式の制度自体、十分にそしやくした上での質問ではありません。全国的には賛否様々あるようあります。そこで、町の力でこの実態について調査を行っていただいて、前向きな検討をお願いしたいということありますので、よろしくお願ひいたします。この点については、町長、一言よろしいですね。

○議長（目時重雄君） 町長。

○町長（細越 満君） 私も含めて、勉強させていただきます。

○議長（目時重雄君） 4番。

○4番（鹿児島 巍君） ありがとうございます。

もう一つ、それに関わって、昨日の全員協議会で、令和6年度公的出資法人経営状況の資料配付をいただきました。これは、非常に、私の質問のために出してくれた資料ではないかと思うぐらいに非常にためになりました。

資料は、町から出資を受けている法人、小坂まちづくり株式会社の経営状況についてものであります。上段から、団体の基本情報として、団体の名称、代表者氏名と資本金出資比率、団体の設立目的、組織の状況、町の関与、事業概要となっておりますが、ここで記載がある資本金出資比率の数値の状況が、先ほども申し上げました2018年9月議会での一般質問、指定管理受託者の経営基盤の強化、弾力性、柔軟性のある資金活用を可能にする資本の強化の提案の根拠になっているわけです。これではやはり事業を展開するにはあまりにも巨額ではないかということを申し上げましたけれども、ここで例えば資本金がまだ970万円、それから出資比率が82.5%、8割を町が持っていると、こういう状況でいいのかということを言ったわけですが、まさにここに表れていると思います。

以下、この資料によれば、財政状況については、平成30年度から令和6年度までの7年間の営業収益や資産状況の推移、活動実績として法人が行った事業ごとの年度別売上高と入館、利用者数、売上数などの推移が書かれておりますが、ここと併せて、この活動での改善の内容も書かれておりました。非常によく分かりやすい資料がありました。事業の経過及び経営の評価では、事業の分析、評価のフローチャートによる評価を行い、これまでの経営状況を踏まえての課題について書かれております。これはまさに、先ほど言った指定管理に関わる

資料だと受け止めたことについて申し上げたわけでありますけれども、本当にこの点については、まずお礼を申し上げておきたいと思います。せっかくの資料でありますので、この資料に関わって少し質問をさせていただきます。

まず、③の活動実績に関わってでありますと、これはなかなか厳しい状況と受け止めざるを得ないということが1点。そして、④の事業概要、そして⑤の事業及び経営の評価の中で、法人の具体的な課題などは現在の指定管理の仕組みをコンセッション方式に切り替えることで活路が見いだせると受け止めております。そんな思いを強くしたところでありますけれども、ぜひとも現在の例えばまちづくり株式会社の経営状況を踏まえた上で、さらにこれを民間の力を借りながら経営主体としての評価、そして町からの独立性を担保できるような、そういう方向での実現ができるようにお願いをしておきたいと、このことを申し上げて、次の課題に移りたいと思います。

2つ目の課題は、学校給食の完全無償化にかかわって、であります。

先ほど、いわゆる子育て支援あるいは義務教育に対する支援策、いろいろあると申し上げました。これは承知の上であえて言っているわけであります。

この議論についても、資料をご用意いたしました。配付いたしました4ページ目を見ていただきたいと思います。

この資料は、県内各市町村の今年6月末現在での小中学校給食の無償化の動向について、秋田県社会保障推進協議会がまとめた資料であります。完全無償化が4市4町3村、半額無償化が3町などとなっております。完全無償化の中で、能代市と北秋田市は今年度からの実施であります。また、大仙市の取組は、これは非常に特徴的であるわけですが、加えて、アレルギー等への対応があると、これは非常に面白い制度だと思って、また提案できたわけでありますけれども、こういう制度も含めて実施をしているということが分かりました。

ちなみに、当町は、去る6月議会で、先ほど言った国の施策を活用しての8月から年度いっぱいの無償化ということになっているわけであります。この県の実態の状況については把握していますよね。

[発言する者あり]

○4番（鹿児島 岩君） この課題については、もう多くは申し上げることはありません。先ほど言ったように、せっかく踏み切った施策を後戻りさせることはよくないということは言っておきたいと、よほどの根拠がない限り、そういうことはあってはならないと思います。

そこで、提案でありますが、完全無償化に必要な財源の問題、先ほど答弁の中で触れられ

ました。これは、一般会計からでありますけれども、もう一つ可能な方策として、未来創生基金の活用という道もあるのではないかと考えます。例えば、未来創生基金の条例の活用に関する規定である第2条の中で、その8に教育及び少子化対策に関する事業ということを明記しております。まさに、ここに該当するわけであります。したがって、この規定を根拠として基金の活用は可能であると私は考えます。

これは町長からお聞きしたほうがいいのかな、こういうことについて、いかがでしょうか。

○議長（目時重雄君） 町長。

○町長（細越 満君） 今のご質問でございますけれども、未来創生基金はありますけれども、この基金の中でも、子育てにも回している部分も結構ありますので、もし全額、これからやるとすると、まだいろいろ検討しなければならない部分が多々あると思いますけれども、できる限り前向きに考えていくべきだと思っております。

○議長（目時重雄君） 4番。

○4番（鹿児島 巍君） たしか、まだ2億円程度ですよね、現在。未来創生基金は2億円程度……

〔発言する者あり〕

○4番（鹿児島 巍君） あるわけであります。現在の状況の中で、来年度から実施するにしたら、国の先ほどの補助金の関係で言えば年間で500万円程度です。1年間行うのであれば、500万円程度あればできると。

そしてまた、先ほど教育長が答弁したように、国としては令和8年度からということを今、目指しているわけで、その間を埋めるための資金として今考えていただければいいように、500万円掛ける年数の資金をどこから出していただくかという課題になる。基本的には一般会計から支出していくことだと思いますが、どうしても一般会計がきついということであれば、その2億円の活用の中でこれを考えていただくということは可能ではないかと思います。また、他の方法があれば、それはそれでやっていただきたいと思いますが、とにかく後退させることのないように、これについて町長の決意をお伺いして、私の質問を終わりたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（目時重雄君） 町長。

○町長（細越 満君） 後退することのないようにということでありましたし、また、町村会からの意見として、県にこの12町村の無償化をお願いするという、発案者に自分がなっておりますので、できる限り前向きに進めていきたいと思っております。

○議長（目時重雄君） 4番。

○4番（鹿児島巖君） ありがとうございました。

町長の答弁があったように、国がやるまで県にまず補填をしてもらうと、これができるれば一番いいわけでありますが、それも駄目だった場合について、やはり町として、最低は後支えをするという決意でお願いしたいことを申し上げて、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（目時重雄君） これをもって、4番、鹿児島巖君の一般質問を終結いたします。

8番議員の一般質問、この後ありますけれども、時間が早いわけですので、これで昼食休憩を取らせていただいて、再開は午後1時からとしたいと思います。よろしくお願ひします。

休憩 午前1時52分

再開 午後 1時00分

○議長（目時重雄君） 午前中に引き続き一般質問を再開いたします。

◇ 秋元英俊君

○議長（目時重雄君） 8番、秋元英俊君の登壇を求めます。

[8番 秋元英俊君登壇]

○8番（秋元英俊君） 一般質問に入る前に、通告書の訂正を1か所お願いしたいと思います。

防災・減災について、その1の（発言の内容）のところ、「今月20日」と書いていますけれども、この通告書、8月に出したので、その時点で今月と書いてしまいました。正しくは「8月20日」、「今月」という文字を消していただいて、「8月」を入れていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（目時重雄君） なお、8番、秋元議員からは、事前に資料の配付の許可を求められておりますので、これを許可いたします。配付をお願いします。

[資料配付]

○8番（秋元英俊君） それでは、午前中に引き続きの一般質問になります。

8番、秋元英俊、議長からの発言の許可をいただきましたので、ただいまから一般質問をさせていただきます。

9月に入り、1つ大きな法改正が施行されました。市街地への出没や人への被害が相次ぐ中、人の生活圏で熊などが出没した際に市町村の判断で特例的に市街地などの猟銃の許可が可能となる法改正であります。この施行された改正鳥獣保護管理法では、4つの条件が全て満たされた場合に猟銃の使用が可能となる緊急銃猟という制度が創設されました。これは、市町村の判断でと言うところに、小坂町としても大変難しい判断を迫られる場合があると推測しますが、実際の対応に対しては、当然マニュアルを製作し、訓練等が必要であることは町は十分心得ていると思いますので、早急な対応をお願いするところであります。

さて、私の質問は、防災・減災として2件であります。

まず初めに、発言通告書（発言の要旨）その1から質問させていただきたいと思います。

昨日の町政報告にもありましたとおり、8月20日、小坂町を含む北鹿地方では、激しい雷雨に見舞われました。町では、大雨警報や土砂災害警戒情報を発令、避難所開設などその対応に追われたと思っております。

今回の大雨、秋田地方気象台によりますと、降り始めの19日午前6時から21日午前5時までの降水量は、小坂町藤原で190mmと小坂町で観測史上最大の24時間降水量を記録、その雨の影響で、十和田湖地区では国道454号線が土砂災害などで2.7kmが全面通行止めになるなどの災害が発生いたしました。幸い、人的被害や建物被害は発生しませんでしたが、昨年6月定例議会の私の一般質問において、この国道454号線のり面の崩壊など危険箇所について小坂町の早急な対応が必要であることから質問しましたが、執行部の答弁は、鹿角地域振興局が道路防災点検や日常的な道路パトロールを実施し、路面状況はもとより、のり面崩壊の有無等状況を把握するようにしており、今後も引き続き道路の安全確保に努めていくとのことでした。また、危険箇所等においても国に要望しているとしております。

しかしながら、現状は治山ダムからの土砂流入災害が発生し、通行止めにより地域住民はもとより観光面でも被害が生じていることを考えれば、より強く県及び国に災害の根本的復旧と整備を訴えるべきと考えますが、町の対応を伺います。

その2としては、十和田湖地区に限らず、岩沢地区においても沢からの増水など危険が生じた箇所があったと承知しております。ハザードマップにおける急傾斜レッドゾーンや土石流レッドゾーンなどが示されている地域での発生は、秋田地方気象台が呼びかけている大雨や大雪がいつ記録的になってもおかしくない現在、どう対応するか事前に決めておくことが

混乱をせずに済み、命を守ることにつながるとしています。

そこで、「命を守る」という観点から、小坂マリア園の子どもたちを守ることの防災・減災として、マリア園の西側に当たる松木沢川沿いの家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食）、いわゆる激しい氾濫流や河岸浸食が発生することが想定されている地区として指定されることから、小坂町の未来を担う子どもたちの安全を確保する、そういう視点から、対面する松木沢川の上流の河岸工事施工済み及び上流に向かって左側、今年度も整備計画をしていくところの反対側の未施工並びに上部を整備し、その未整備箇所の浸食による土石の流出及びそれを起因とする造林している木々の倒木を防ぎ、マリア園はもとより、その地域住民の安全・安心を確保するべきと考えますが、町の対応を伺います。

なお、答弁の後、不明な点等に対しては再質問させていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（目時重雄君） それでは、8番議員の一般質問に対し、町長からの答弁を求めます。

町長。

[町長 細越 満君登壇]

○町長（細越 満君） 8番、秋元英俊議員の一般質問にお答えさせていただきます。

防災・減災について、1点目の国道454号の危険箇所の根本的復旧と整備についてのお尋ねであります。

初めに、国道454号は、青森県八戸市から十和田湖西湖岸を経由し、青森県大鰐町を結ぶ地域住民の生活道路として利用されているほか、観光や地域経済・文化等の発展を図るルートとして重要な路線であると認識しております。先月は、大雨により国道454号の和井内・大川岱間において、沢水の流出により道路が冠水したことに伴い、安全を確保するため、道路を管理している鹿角地域振興局建設部より、8月20日から21日にかけ全面通行止めの規制が行われました。

建設部からは、全面通行止めに至った主たる原因是、隣接する森林から路面への土砂流入が複数箇所で発生したためであることから、森林の管理者である米代東部森林管理署とも今回の土砂流入について情報を共有していくとのことでありました。また、近年のゲリラ豪雨による土砂流入を全て防止することは困難であり、道路管理者としては路面へ流入した土砂の早期除去が可能となる対策を検討し、通行止め等の交通規制を短縮できるよう努めていくとの説明がありました。

町としては、これまでも災害時や冬期間の安全な交通確保のため、和井内・大川岱間の危

陥箇所整備と、（仮称）西十和田トンネルの早期建設について国や県へ要望してきたところでございますが、このたびの大雨による被害は十和田湖周辺の他自治体においても生じております、今後も地形条件や気候変動等の影響により同様の災害の発生が懸念されることから、国道454号整備促進期成同盟会等を通じて、恒久的な安全対策を講ずるよう強く働きかけてまいります。

2点目のマリア園西側の河川整備についてであります。

ご承知のとおり、小坂マリア園は、河川の水流により河岸が削られてしまうことが想定される河岸浸食区域に立地しております。このことから、町では小坂の未来を担う子どもたちはもとより、地域住民の安全・安心を確保するため、河川の護岸改修及びしゅんせつ工事について計画的に実施しており、今年度はマリア園西側の上小坂地区の護岸改修工事を昨年に引き続き実施することとしているほか、岩沢地区の松木沢川と堤沢川のしゅんせつ工事を行うこととしております。また、未整備箇所については状況を確認し、必要に応じて整備を行ってまいります。

以上、8番、秋元英俊議員の一般質問の答弁とさせていただきます。

なお、答弁漏れ等につきましては、再質問でお答えさせていただきます。

○議長（目時重雄君） 8番。

○8番（秋元英俊君） 町長の丁重な答弁、誠にありがとうございます。そこで、資料を出しましたので、少し説明させていただきたいと思います。

資料1の十和田湖地区の災害箇所であります。このほかに、町長の今、説明の中にあつたように、数か所あります。しかしながら、大きいところだけピックアップして写真に載せております。特徴的なのは、上の2.8kmの十和田ホテル付近、それから4.0km付近です。治山ダムがありまして、そこからの土砂が道路側にも出ていっている。資料上、中央の復旧箇所と書いている、バックホーンでこれは土砂を取り除いている状況を写真に撮ってきたものですが、かなり範囲が広い中でやっていますし、また、下の右側の2.8km十和田ホテル付近の道路反対側というところの、少し見づらいのですけれども、緑の林の中に白っぽいところがあるのですが、実はそこに大量の土砂が流れ込んでおります。治山ダムから流れてきた土砂が道路側の反対の道路をえぐって、そして十和田湖の湖畔側にかなりの土砂が流出していると、そういう災害であります。

その2は、後で説明します。それで、2番目ですけれども、治山ダムの上流側、①の右2つ、これは、治山ダムの上流のところで、倒木や、土石がもう埋まっているような状況とい

うのを写真に捉えてきております。

また、③においても、十和田ホテル付近なのですけれども、上流側から流れてきていますし、その中段の右側、かなり大きな石が流れ込んでいるという、大変危険な状況にあります。そういう中で再質問をさせていただきますが、今言ったように、治山ダムからの土石の流出でこの災害が起きたということは、町長の答弁にもありましたように、これは一目瞭然でございます。そういう中で、町長が答弁の中で言わされた、要請はしているというものの、なかなか災害を防ぐというところまでいっていないというのが実感であります。

8月20日以降の災害箇所を写真で撮ってきましたが、実は、昨日、十和田湖に行って再度確認してきましたら、十和田ホテル以降のところでまた土砂が流出しているという状況がありました。これは、大雨それから大雪の状況も、秋田地方気象台が言っているように、「備えを常に」という言葉の中での災害防止というのが大変重要になると思います。十和田湖に関しては、町で即対応するということができないのは重々知っておりますが、ぜひ町としても強く、強く国や県に伝えてほしいと思います。

なぜならば、少し話は変わるのでですが、4月の町長選で、町長のマイクパフォーマンス、その中で、「私は県と国と太いパイプを持っている」というような言葉が出ております。もちろん、そのとおりで、さきの小坂町の甚大な災害がありました、道路を根こそぎ持つていかれた、のり面が崩れた、そういう中で迅速に対応したというのはその太いパイプのおかげだと私は思っております。それをまた活用していただき、迅速な対応を、そして復旧をお願いしたいところでですので、町長、いま一度、その点で答弁をお願いしたいと思いますが、よろしくお願いします。

○議長（日時重雄君） 町長。

○町長（細越 満君） 今、8番議員から、激励の言葉か何かよく分かりませんけれども、話がありました。相手があることでできることです。ですがまず、自分でやれることは精いっぱいやっていきたいと思っております。

○議長（日時重雄君） 8番。

○8番（秋元英俊君） ありがとうございます。激励も含めた意味ですので、よく捉えていただきたいと思います。

同様に、再質問ですけれども、松木沢付近の住民やマリア園に実際は被害は出しておりません。説明でも述べたように、秋田地方気象台の言葉を考えますと、いつ何時、何が起こるか分からぬ気象条件の下で松木沢上流の砂防ダムにおいても、資料2の⑤を見ていただき

いのですが、土砂や堤防が少し見づらいかもしませんが、左側に堤防があつて、もう砂利が進入してきて、そこに草木が生えているような状況であります。そういう状況の中で、国道454号線の治山ダムと同様に、土砂が堰堤を越えて下流に流出して災害を引き起こす可能性があると私は考えています。この状態を町では恐らく十分把握していると思いますが、再度現地を確認しながら、土砂の搬出を行つて、防災・減災の措置を講じなければならないと思いますが、町の対応はいかがなものか、伺います。

○議長（目時重雄君） 建設課長。

○建設課長（初沢 誠君） まずは、資料提供、ありがとうございました。この資料を基に、建設部にも情報を共有してまいりたいと考えております。

あと、町の松木沢川に関しましても、計画的にしゅんせつ並びに河岸護岸整備をしてまいりますとともに、松木沢砂防ダムに関しましては、県が管理しておりますので、こちらも県と情報を共有してまいりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（目時重雄君） 8番。

○8番（秋元英俊君） ありがとうございます。

護岸工事に関して、今年度もやるという町長の答弁もありました。私、これも把握しております。

本当に私が訴えたいのは、その反対側であります。造林の部分があつて、そこを浸食されると、その造林した木が倒れてくるというような状況が考えられます。倒れると、そこに隣接しているというか、川の対面に住宅がもうすぐそばにあるので、そこに倒れていく可能性は十分にあります。今、建設課長が情報を共有していくということでありますので、以後、実施計画にもきちんと盛り込んでいただいて、地区住民の安全はもとより、未来を担う子どもたちの安全・安心の確保をしていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（目時重雄君） これをもつて、8番、秋元英俊君の一般質問を終結いたします。

◇ 本 田 佳 子 君

○議長（目時重雄君） 次に、6番、本田佳子君の登壇を求めます。

[6番 本田佳子君登壇]

○6番（本田佳子君） 6番、本田佳子、議長の発言許可をいただきましたので、順次一般質問をさせていただきます。

災害時における十和田湖地域の対応についてでございます。一部、8番議員との重複がありますけれども、ご了承ください。

初めに、今月1日、2日、また8月19日から21日に発生した大雨、豪雨で被災された地域の皆様に心よりお見舞い申し上げます。また、町の災害対応として、パトロール、安否確認、通行止めになった国道の土砂除去など、迅速な対応をしていただきましたことを高く評価し、改めて感謝申し上げます。

秋田県内は、ほとんどの地域が2週間のうちに2度も豪雨に見舞われ、川の氾濫、床上・床下浸水、また土砂崩れなどの災害が発生し、昨日の町政報告にもありましたが、小坂町においても8月20日、一次避難所を開設するなど、自主避難で約4名の方が避難をしたと伺っております。幸いにも、小坂町は人身被害や家屋の被害等はありませんでしたが、小規模な農作物の被害を受けた地域、小規模な土砂崩れなどで一時通行止めになった場所もありました。

今日では、100年に1度、50年に1度という規模の豪雨の災害が4年前ぐらいから毎年のように発生し、甚大な被害を受ける地域が多発しております。年々気温も上昇し、日本の各地で最高気温を更新するなど、温暖化の影響を受けております。雨の降り方も、今までとは様相が変わり、線状降水帯が頻発し、予測不能な天候の急変で避難判断も難しくなっております。そのため、離れた地域では孤立してしまう心配があり、特に十和田湖地区では、地形的なこと也有って休平と大川岱では距離もかなり離れている上、避難する経路もそれぞれ違います。高齢者や独り暮らしの方も増えてきていることもあり、さらに避難が難しくなることも想定されます。

最近の災害の状況が激しくなるにつれ、十和田湖地区の住民の皆様も不安が強くなっています。これからは、以前よりも増して迅速な避難体制が重要になってくるものと考えます。そこで、質問でございます。

1点目に、十和田湖地域において、災害時、国道等が通行止めになった場合、孤立してしまうおそれがありますが、避難対応はどのようになっておりますか。お伺いいたします。

2点目に、十和田湖地域の国道等が使えなくなった場合、ほかの避難手段はどのようにお考えですか。お伺いいたします。

3点目に、青森県との県境になっている神田川が増水することが度々あり、堆積土砂が増

えてきている状況ですが、しゅんせつの際、青森県との連携を取ることはできておりますか、をお伺いいたします。

4番目に、十和田湖地域では防災ラジオが聞けない状況にある箇所がありますが、対応策はありますか。お伺いいたします。

以上4点について質問いたします。町長答弁の後、不明な点については再度質問をさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（目時重雄君） それでは、6番議員の一般質問に対し、町長からの答弁を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 6番、本田佳子議員の一般質問にお答えさせていただきます。

災害時における十和田湖地域の対応についてであります。

1点目の、災害時、国道等が通行止めになった場合の避難対応についてのお尋ねでございます。

町政報告でも触れましたが、8月19日からの大雨では、短時間で相当量の降雨量を記録するなど、十和田湖畔の方々におかれましては不安な時間を過ごされたものと思っております。また、秋田県側から十和田湖畔に続く国道では、土砂崩れの発生に加え、発荷から休平までの国道103号5.3kmで180mm、生出から滝ノ沢までの国道454号12.7kmで170mmと、県の基準連続雨量をそれぞれ超過したため、一時的に通行止めの措置が取られ、日常生活に支障が生じたものと認識しております。

幸いにして、両国道とも青森県側への通行が確保できておりましたので、孤立とはならなかったものの、災害の規模によっては十和田湖畔地域は孤立する可能性が高いことから、仮に大規模に災害が発生し孤立した場合は、町の指定避難所に避難する、各自治会館に自主避難する、また、緊急安全確保の発令時にはホテルや旅館に一時避難していただくなどの対応を取ることになると考えております。また、薄暮時や夜間など避難すること自体が危険な場合は、自宅内より安全な場所にとどまるなどを指示することがあると考えております。休平と大川岱の両自治会にはある程度の非常食糧を備蓄しており、自主防災会が組織しているので、有事に備え、自助、共助の強化を図っていただきたいとも考えております。

2点目の国道等が使えなくなった場合のほかの避難手段についてでありますが、災害の規模により、孤立状況が長期に及ぶまたは自宅の倒壊や流失等により避難所生活が余儀なくされる場合等で国道が使えないときは、自衛隊によるヘリコプター等での救助や搬送を要請す

ることも選択肢の一つであると考えております。

3つ目の神田川のしゅんせつをする際の青森県との連携についてであります。町では、令和2年6月に十和田市と神田川の維持管理に関する協定書を締結しており、これまで令和2年度と令和4年度に神田川のしゅんせつを行っております。今後も適切に対応し、地域の安全と環境保全を図るため、十和田市と連携してまいります。

4点目の十和田湖地域では防災ラジオが聞けない状況にあるが、対応策はあるかとのお尋ねでありますが、防災ラジオを配布する際に、電波の受信が難しい場合はテレビのアンテナに接続するよう説明し、分配器を配布しておりますが、仮に、現在、防災ラジオ放送を聞くことが難しい方で分配器のない方には、速やかに配布したいと考えております。

以上、6番、本田佳子議員の一般質問への答弁とさせていただきます。

なお、答弁漏れ等につきましては、再質問でお答えさせていただきます。

○議長（目時重雄君） 6番。

○6番（本田佳子君） 丁寧なご答弁、ありがとうございます。

1番につきましては、それぞれの地域に避難食や、あと危険なときには自宅待機など、自助、共助でしのいでいただくということで理解をいたしました。

2点目ですけれども、十和田湖の国道が使えなくなったときどうするか、ということで、長期にわたってそういうことになるときにはヘリを要請して避難をするということを町でも考えているということで、理解いたしました。実は、2番の避難手段はどのように、ということで、災害が起きる前日の8月18日に十和田湖地区で町長との懇談会もあったと承知しております。その中でもお話しされているかどうか分からぬのですけれども、要望されていくことだと思いますので、改めてお伺いしたいと思います。

緊急時の手段として、現地の方の意見なのですが、民間の遊覧船をご協力していただけないかとのご提案がありました。また、併せて、現在老朽化した休屋、和井内、大川岱の3つの桟橋の整備をお願いできなかと十和田湖地区の住民の方からご意見をお伺いいたしました。そのことについて可能かどうかをお伺いいたします。

○議長（目時重雄君） 町長。

○町長（細越 満君） 今、町長との懇談会のときの話を聞きました。その話は出てきませんでしたけれども、何といいますか、和井内地区などでも、前は遊覧船をどうのこうの、という話はありましたけれども、今のところは、多分、それを整備しなければ使えないという感覚でおりますので、もう少し確認してから答えたいと思います。

○議長（目時重雄君） 6番。

○6番（本田佳子君） ありがとうございます。

懇談会の中では出てきていないお話だったようで、大変失礼いたしました。それでも、現地の方の提案でございますので、大川岱の桟橋を、あと和井内ももう老朽化して、休平もかなり古くなっており、使えないということも分かっておりますので、ぜひ、避難経路だけでなく、観光でも利用できるかと思いますので、ぜひ前向きにご検討をいただきたいと思いますので、お願いしておきます。

続いて、3番目の質問でございますけれども、青森県と協定を結んで連携しているということでございますけれども、令和2年、令和4年のしゅんせつの際に、十和田市との連絡を取りながら作業されていたのかどうかをお伺いいたします。

○議長（目時重雄君） 建設課長。

○建設課長（初沢 誠君） 令和2年及び令和4年に關しましては、神田川のしゅんせつ工事を十和田市側で工事を行って、町が負担金を支払うことで処理しております。

○議長（目時重雄君） 6番。

○6番（本田佳子君） 分かりました。

実は、遡ると、平成28年10月に初めて青森県十和田市議会との懇談会を行い、県境でもあるのでということで、一緒の時期に神田川のしゅんせつを行うようにと話し合いました。小坂町で予算をつけて、一緒の時期にしゅんせつしようと考えていたのですが、十和田市側の動きを待っていてもなかなか動かないということで、平成30年7月に先に小坂町側が実施して、後に十和田市側が実施した結果、また元のように堆積物が盛り上がった状態に戻ってしまったということで、できれば十和田市側と小坂町側を一緒の時期にしゅんせつできることが望ましいと思います。十和田市側には互いに調整できないものなのかどうか、一緒にできるかどうか、調整できないものなのをお伺いいたします。

○議長（目時重雄君） 建設課長。

○建設課長（初沢 誠君） そのようなことを踏まえまして、令和2年6月に十和田市と神田川の維持管理に関する協定書を結んでおりまして、その後、一緒に川のしゅんせつ等を行ってございます。

○議長（目時重雄君） 6番。

○6番（本田佳子君） 分かりました。一緒にやっているということでおろしいですね。

今回の大雨のこともあるってなのか、現地へ行くと、またかなりの堆積物になっております

ので、できるだけ青森県側と小坂町側と一緒にしゅんせつするということを目指していただければありがたいと思いますので、今後、よろしくお願ひいたします。

続きまして、4番目の、先ほど定住されている方にも、分配器がない方には配布するということで、希望があれば貸出しできることで解消ができるものと伺いましたので、そのように対応していただければありがたいと思います。

防災ラジオが聞けない状況にあるという質問だったのですが、全域ではなくて一部の方が聞けないということでした。こちらの不備がありましたので、大変失礼いたしました。町で貸出しすることで解消がされることで対応していただくので、これからは要望があれば貸出しできることでと思いますので、よろしくお願ひします。

しかしながら、周りの木が年々成長するとともに電波が入りづらくなっている可能性もありますので、定期的に電波の伝搬調査を行うことも必要になってくるかと思いますけれども、その点についていかがでしょうか。

○議長（目時重雄君） 総務課参事。

○総務課参事（対馬 修君） 防災ラジオの件でございますが、十和田湖畔の各屋々には有線で配線しています。なので、議員ご指摘の木々によって電波が阻害されるということはないものとは思っていますが、現地も確認させていただきます。

○議長（目時重雄君） 6番。

○6番（本田佳子君） ありがとうございます。

有線でもつながれているということなので、大丈夫かと思いますが、現地の状況も見ていただければありがたいと思います。

十和田湖地区は、どうしてもほかの地域とは違って、峠を越えないと行けない、少なくとも30分はかかるないと行けない場所ですので、今回は特化して十和田湖地区のことをお話しました。小坂町の玄関口でもありますので、どうかその方の安心・安全と命を守っていただきますようお願いいたします。

現在、青森県側は、十和田湖休平で、子ノ口から十和田市方面に向かってトンネル工事が始まっています。休平は宇樽部方面の道路、あと十和田市へ抜ける道路が存在しますけれども、大川岱の方面は、どうしても和井内までの区間が崖崩れ、また土砂崩れが多い場所であります。毎回のように通行止めになっておりますので、滝ノ沢からその先が逃げ道となります。激しく、険しく曲がりくねった道路であるため、以前から要望している西十和田トンネルが必要であると思います。防災の観点、また観光の観点からも大きな役割を果たすも

のと考えますので、町民の大切な命を守る上で、また、先の時代を見据えて、人命優先の安全・安心な対策を進めていただきますようお願いいたします。

以上で、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（目時重雄君） これをもって、6番、本田佳子君の一般質問を終結いたします。

以上をもちまして、本日の一般質問は全部終了いたしました。

◎散会の宣告

○議長（目時重雄君） 本日はこれをもって散会いたします。

なお、次の決算委員会は9月8日午前10時から再開いたします。

お知らせします。この後、1時50分から各常任委員会を開催しますので、ご協力お願いします。会場は、総務福祉常任委員会がこの会場で、産業教育常任委員会は議員室となりますので、よろしくお願いします。

散会 午後 1時45分